

許可番号 第04355035624号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市博多区奈良屋町14番3号

氏 名 株式会社西興
代表取締役 田原 直幸

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和2年 3月31日
(2020年)

許可の有効年月日 令和9年 3月30日
(2027年)

1. 事業の範囲

事業区分	収 集 運 搬 業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	銧さい（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

(裏面に続く)

(裏面)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成22年(2010年)3月31日付けで新規許可
- (2) 平成27年(2015年)2月17日付けで更新許可
- (3) 令和2年(2020年)3月2日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして、環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物	○	○	/	○	/	○	○
水銀又はその化合物	○	○	/	○	/	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
有機燐化合物	/	/	/	○	/	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	/	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
シアン化合物	/	/	/	○	/	○	○
トリクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
ジクロロメタン	/	/	/	○	○	○	○
四塩化炭素	/	/	/	○	○	○	○
1, 2 - ジクロロエタン	/	/	/	○	○	○	○
1, 1 - ジクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
1, 1, 1 - トリクロロエタン	/	/	/	○	○	○	○
1, 1, 2 - トリクロロエタン	/	/	/	○	○	○	○
1, 3 - ジクロロプロペン	/	/	/	○	○	○	○
チウラム	/	/	/	○	/	○	○
シマジン	/	/	/	○	/	○	○
チオベンカルブ	/	/	/	○	/	○	○
ベンゼン	/	/	/	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	/	○	○
1, 4 - ジオキサン	/	/	/	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	○	○	○	/	○	○

* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。